

通信政策特別委員会 ご説明資料

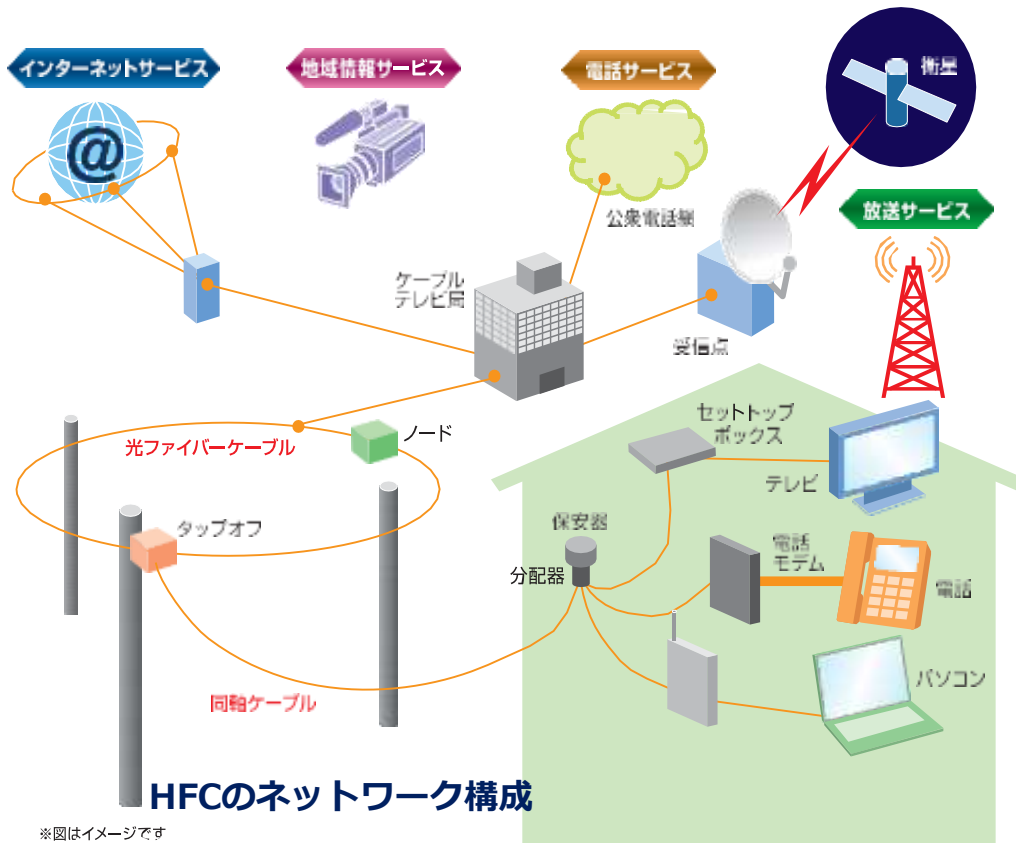
令和 5 年 10 月 4 日
(一社) 日本ケーブルテレビ連盟

ケーブルテレビとは

- ケーブルテレビは、1955年、群馬県伊香保温泉における**地上放送の難視聴対策**として誕生。
- 光ファイバーや同軸ケーブルを敷設し、**地上放送や衛星放送の再放送**を行っているほか自主制作のコミュニティ放送、インターネットの**ブロードバンドサービス**を提供。
- また、中高層の建築物や鉄道施設等による**電波受信障害対策もケーブルテレビが対応**。

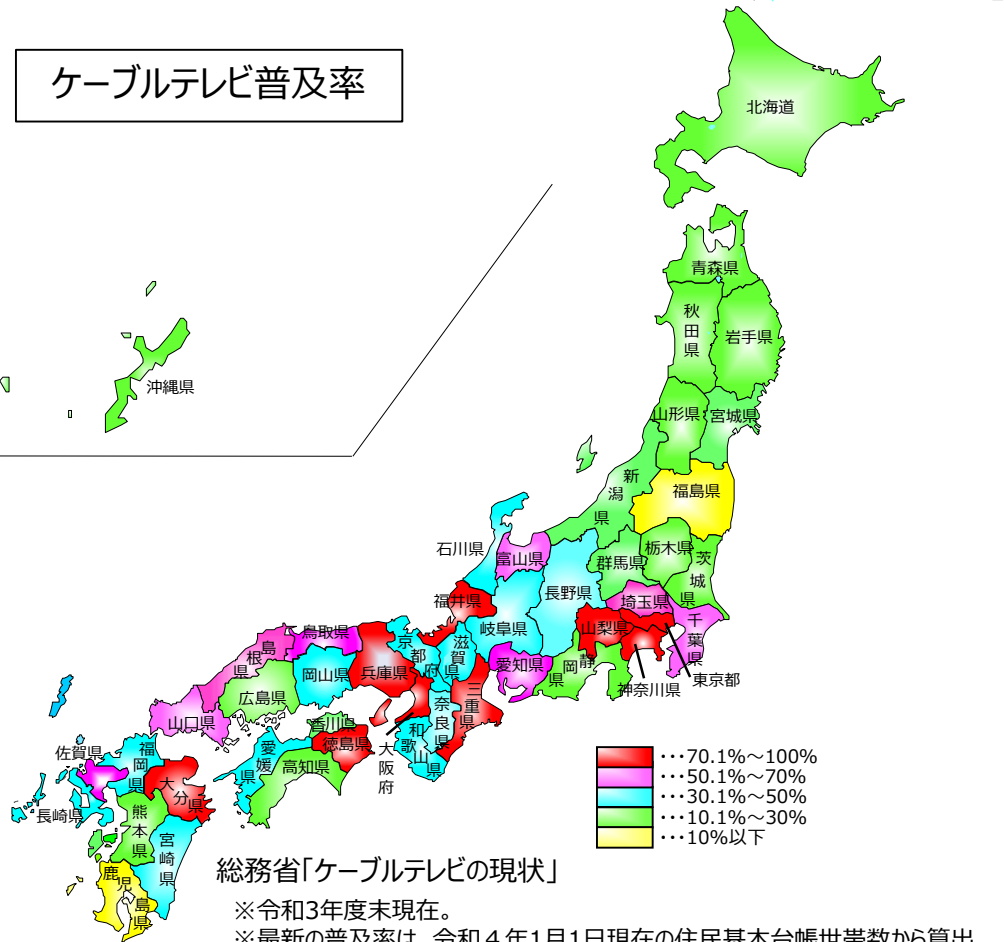
ケーブルテレビの歴史

1953年	地上テレビ放送開始
1955年	群馬県伊香保温泉で初のケーブルテレビ誕生
1972年	有線テレビジョン放送法制定
1980年	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟設立
1987年	初の都市型ケーブルテレビ開局 (多摩ケーブルネットワーク(株))
1996年	ケーブルインターネット開始
1997年	電話サービス開始
2005年	ケーブルテレビ発祥50周年
2014年	4K試験放送開始/ケーブルスマホ(MVNO)サービス開始
2015年	デジアナ変換サービス終了/「ケーブル4K」実用放送開始
2017年	「ケーブルIDプラットフォーム」運用開始
2018年	「新4K8K衛星放送」再放送開始
2020年	ローカル5G/地域BWAの業界統一コア運用開始
2021年	「2030ケーブルビジョン」公表



都道府県ごとのケーブル普及率、NTTシェアの比較

ケーブルテレビ普及率

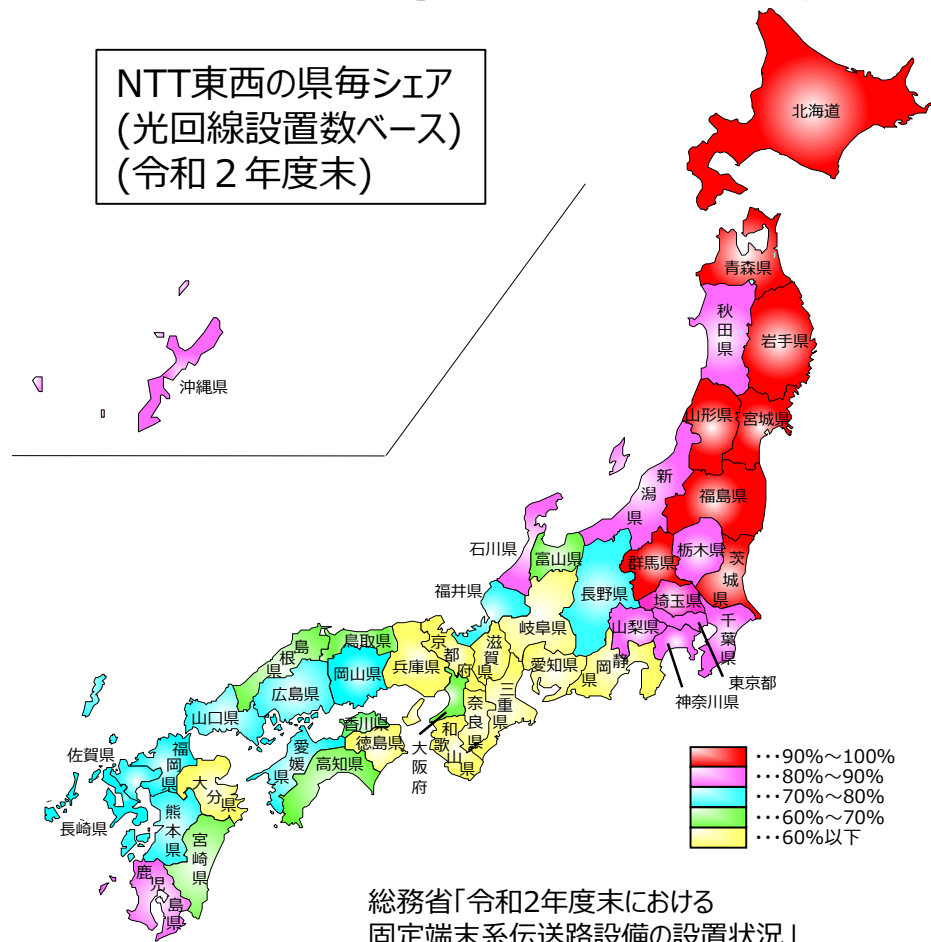


総務省「ケーブルテレビの現状」

※令和3年度末現在。
 ※最新の普及率は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※下記の統計値については、I Pマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。

都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.4%	埼玉県	56.5%	岐阜県	40.7%	鳥取県	63.1%	佐賀県	51.9%
青森県	17.2%	千葉県	57.6%	静岡県	28.6%	島根県	55.6%	長崎県	35.6%
岩手県	18.0%	東京都	78.8%	愛知県	54.1%	岡山県	33.4%	熊本県	29.5%
宮城県	26.9%	神奈川県	72.5%	三重県	72.6%	広島県	30.1%	大分県	70.4%
秋田県	17.2%	新潟県	22.6%	滋賀県	38.4%	山口県	63.8%	宮崎県	42.7%
山形県	17.1%	富山県	68.7%	京都府	48.8%	徳島県	92.0%	鹿児島県	7.8%
福島県	4.0%	石川県	42.6%	大阪府	86.3%	香川県	28.3%	沖縄県	18.9%
茨城県	22.3%	福井県	74.6%	兵庫県	73.5%	愛媛県	37.2%	全国	52.5%
栃木県	24.0%	山梨県	81.3%	奈良県	49.1%	高知県	25.6%		
群馬県	14.1%	長野県	47.1%	和歌山県	38.5%	福岡県	46.8%		

NTT東西の県毎シェア
 (光回線設置数ベース)
 (令和2年度末)



総務省「令和2年度末における
 固定端末系伝送路設備の設置状況」

都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	95.0%	埼玉県	89.6%	岐阜県	50.5%	鳥取県	65.2%	佐賀県	76.4%
青森県	96.8%	千葉県	87.6%	静岡県	58.5%	島根県	63.4%	長崎県	70.7%
岩手県	95.5%	東京都	88.5%	愛知県	45.9%	岡山県	74.2%	熊本県	77.5%
宮城県	97.4%	神奈川県	85.5%	三重県	39.8%	広島県	75.7%	大分県	56.0%
秋田県	89.2%	新潟県	83.8%	滋賀県	41.5%	山口県	79.0%	宮崎県	66.5%
山形県	93.2%	富山県	64.4%	京都府	56.4%	徳島県	46.2%	鹿児島県	82.5%
福島県	97.2%	石川県	83.7%	大阪府	65.6%	香川県	63.6%	沖縄県	67.1%
茨城県	95.7%	福井県	74.8%	兵庫県	49.9%	愛媛県	78.6%	全国	73.5%
栃木県	86.0%	山梨県	81.8%	奈良県	40.1%	高知県	66.1%		
群馬県	95.9%	長野県	79.7%	和歌山県	56.7%	福岡県	77.3%		

2030年においてケーブルテレビ業界が想定する最悪シナリオ

～厳しい環境で生き残りが困難に～

ケーブルテレビ事業の収益力 = ①顧客基盤 × ②地域経済 × ③競争力

①顧客基盤

見通し

- ・首都圏郊外含め世帯減少、高齢化等、「自然減」が既に進行
- ・ファミリー層が縮小、より通信支出が低い単独世帯が主に
- ・コロナ禍後の消費水準は不透明

シナリオ

- ・主たる顧客層が縮小し、提供サービスと世帯構成にギャップが生じる
- ・料金感度が高い若年層へ訴求・開拓できず、顧客基盤維持が困難に
- ・総じて、オールドメディアとしてのケーブルテレビは要らなくなる

②地域経済

見通し

- ・地域の生き残りをかけた競争が進行中
- ・インフラや労働力（生産性）など地域の経済力が低下
- ・地域資源を活かしきれない地域は持続可能性が課題

シナリオ

- ・地域におけるインフラ競争時代が終焉、全国事業者に淘汰される構図に
- ・地域経済・社会の構成要素の変化へ追従できず、事業改革が進まない
- ・地域の存続・発展に貢献できず、ケーブルが取り残される蓋然性が高まる

③競争力

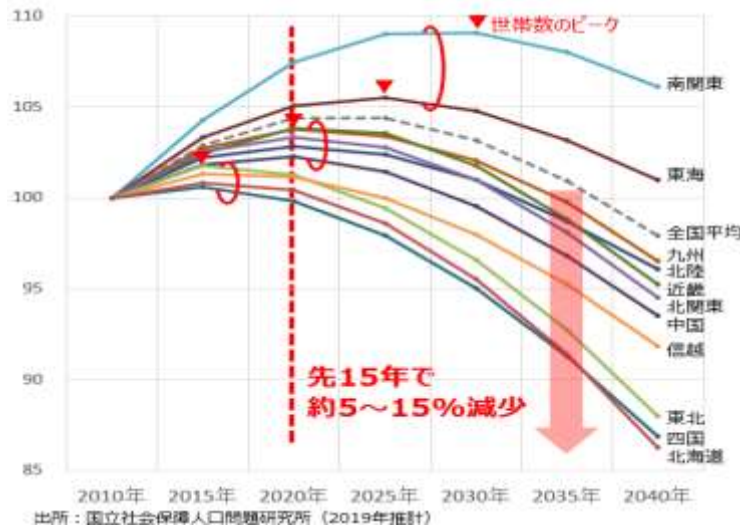
見通し

- ・通信市場の規模・収益は固定系から移動体系へシフト
- ・NTTグループ統合、全国MNOの料金低廉化など、競争が激化
- ・放送は、国内外で地上波の高度化とIP化の動きで二極化が進行

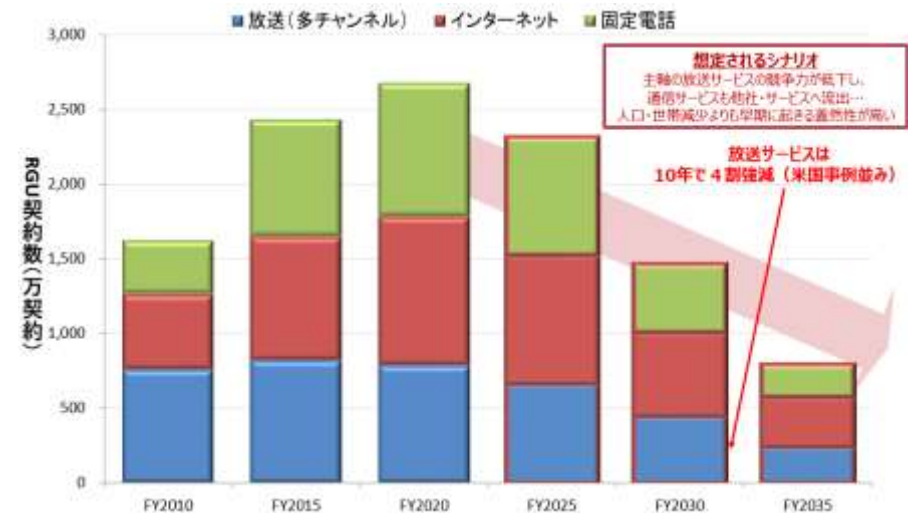
シナリオ

- ・電話・放送は、携帯・OTT（他メディア）に代替され「コードカット」が進む
- ・放送を失い、携帯を軸としたバンドルに差別化できず、解約が加速
- ・将来的には再送信基盤としての優位性が失われる蓋然性が高まる

地域別の世帯減少（連盟11支部別にみると・・・）



業界・全国のサービス契約数は大幅に縮小していく



我が国の将来の情報通信環境を巡る論点

2030年代の情報インフラの姿

- 光ブロードバンドが国民全体にいきわたる時代
- 5G、Beyond 5G等のモバイルブロードバンドを支える基盤としても必要不可欠な光通信インフラを提供
- 大都市だけでなく地域全体で様々な通信サービスを同様な条件で利用可能に

望ましい競争環境

- 地域課題解決のため、地域の住民、企業が様々な通信サービスを選択し、組み合わせることでソリューションを提案できる環境の実現
- 通信・放送・モバイル等様々なサービスを多様な事業者が提供し、利用者が利用条件にあわせ選択できる環境の実現

地域事業者も含めたサービス競争の一層の進展



独占的地位を有する事業者、公の財産を承継した事業者の活動を適切に制限しない場合、独占企業による他社の排除が可能に

公正な競争の確保に関する懸念

独占企業の市場支配と他者排除

- 他社の提供が困難な独占的サービス（電柱等提供）について、競争上の対抗手段として競合他社への提供が拒否・制限され、他社の事業継続が事実上困難に
- ⇒他社の電柱添架申請、接続等のサービス提供について、公平かつ迅速な利用許諾が行われるべき。
- ⇒不当な拒否、遅延行為、情報の提供制限は排除されるべき

公の財産の競争目的利用

- 国民の出資で整備したインフラが他社との競争目的で利用され、自社で回線を整備する事業者が著しく不利な状況に
- ⇒公の財産は各企業で公平に利用されるべき
- ⇒利用申請の処理は予見可能な方法で、迅速に処理されるべき
- ⇒契約条件、費用は検証可能な方法で公開されるべき。費用の内部化、NDA等での開示の制限を排除すべき
- ⇒公社から承継した財産の公共性や運用管理の安定性のため、外資規制や政府株式保有の見直しは慎重に議論すべき

NTT法見直しに関し生じる懸念

地域サービス、携帯産業の衰退

- 高い市場占有率を有する携帯電話・光回線や、放送、固定電話等での一体運営、セット販売が行われた場合、他の事業者は対抗が困難に。競合退場まで値下げ競争可能な体力も保有。
- ⇒競合が存在しうる事業範囲に制限すべき
- NTTは地域情報提供機能を有しておらず、これまでケーブルテレビが発信してきた防災、生活情報等の発信機能が失われる
- ⇒ケーブルテレビ等の有する地域情報発信機能の継続的提供を確保すべき

求められる枠組み

- 電気通信事業法における競争政策の維持・発展
- NTT法における分離・分割規制の維持
- ⇒垂直分割の撤廃の場合、ボトルネック設備、公社設備の競争的利用により他社に対する独占的地位が強化されるおそれ
- NTT法の分離・分割規制は維持すべき



- NTTによるラストリゾートの提供
- ⇒かねてより通信事業者等がサービス提供しない地域のブロードバンドを自治体・商工会等が公営ケーブルという形で提供。採算性のある地域にはサービスがほぼ行渡る一方、条件不利地域等での事業環境が先細り傾向。更なるゼロ地域解消は公的性格を有するNTTが担うべき

2030年代の情報インフラの姿

2030年代の情報インフラの姿

- 光ブロードバンドが国民全体にいきわたる時代
- 5G、Beyond 5G等のモバイルブロードバンドを支える基盤としても必要不可欠な光通信インフラを提供
- 大都市だけでなく地域全体で様々な通信サービスを同様な条件で利用可能に



実現すべき環境

- 地域課題解決のため、地域の住民、企業が様々な通信サービスを選択し、組み合わせることでソリューションを提案できる環境
- 通信・放送・モバイル等様々なサービスを多様な事業者が提供し、利用者が利用条件にあわせ選択できる環境

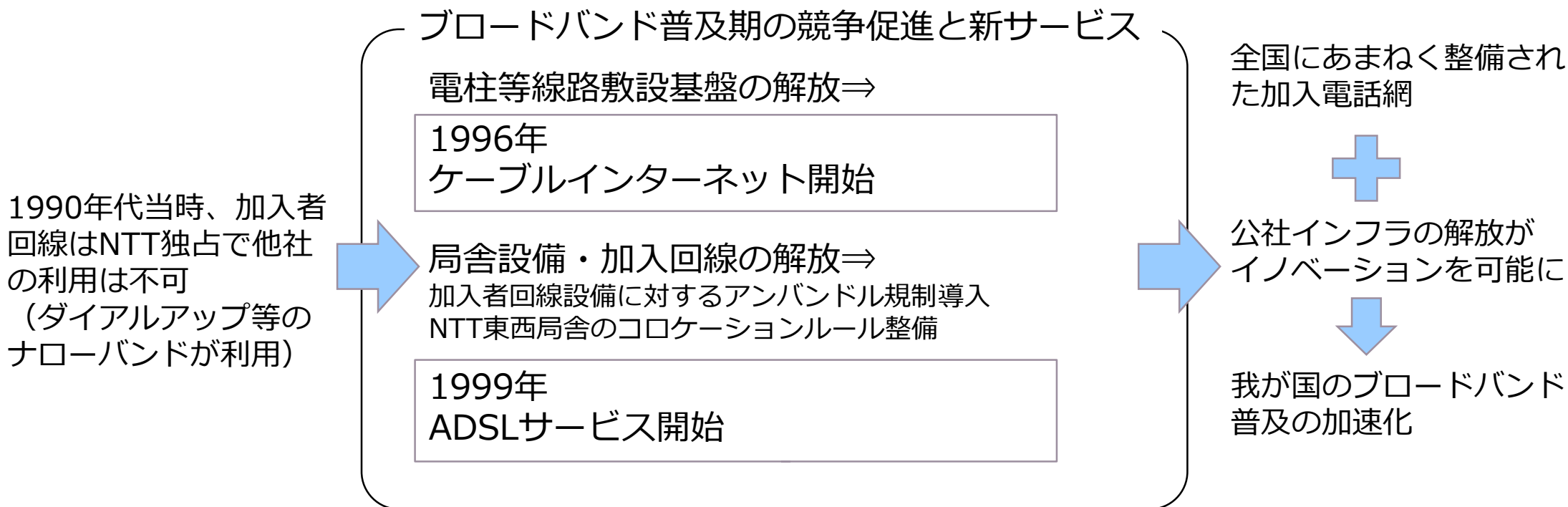
地域事業者も含めた
サービス競争の一層の進展



独占的事業者、公の財産を承継した事業者の活動を適切に制限しない場合、独占企業による他社の排除が可能に

競争によるイノベーション

- ケーブルテレビ事業者は我が国のブロードバンドサービスにおいて先駆的役割を果たしてきており、平成8年（1996年）にケーブルインターネットを開始し、全国に先駆けて商用ブロードバンドサービスを提供。他事業者においても、1999年にADSLが開始され、2001年ごろからFTTHが提供。
- 我が国の情報インフラの将来を検討する場合、これまでケーブルテレビ等が競争環境の中で果たしてきたようなイノベーションにおける先駆的役割が、将来においてどう実現するかも含め検討することが必要。



将来においても公社インフラ解放・独占排除によるイノベーションの素地の確保が必要

NTT再編検討における3つの懸念

懸念1：

独占企業の市場支配と他者排除

懸念2：

公の財産の競争目的利用

懸念3：

地域サービス、携帯産業の衰退

懸念 1 : 独占企業の市場支配と他者排除

他社の提供が困難な独占的サービス（電柱等提供）について、競争上の対抗手段として競合他社への提供が拒否・制限され、他社の事業継続が事実上困難に
⇒他社の電柱添架申請、接続等のサービス提供について公平・迅速な利用許諾が行われるべき
⇒不当な拒否、遅延行為、情報の提供制限は排除されるべき

線路敷設基盤等の利用や公正競争が課題となりうるケース

電柱利用

- ケーブルテレビによるNTT柱利用において、強度不足等の理由により拒否される
- 建て替え柱や新設柱においても他社利用を想定した強度・容量がなく利用拒否される
- 新設柱の利用について他社への情報開示が遅くNTTが営業活動を開始した後でシステム登録される
- 入札案件でNTTとケーブルテレビが競合後、電柱利用審査が厳しくなる
- 電柱添架申請がこれまでの書面からweb受付に切り替わり、不承諾が増加、審査期間が長期化する

補助金による地域競争での公平性阻害

- ブロードバンド・ゼロの離島・山間部において、地元通信事業者が地元要請を受け自己投資でサービスを始めたものの、後になってNTTが、自治体・国の補助金等を活用し参入し、採算性が大幅に悪化

工事・保守

- 公設ケーブルテレビを民間委託しNTT・ケーブルが共同で運営する場合、NTTがNTT基準順守を求めており、ケーブルテレビ側保守事業者の支援が不可となる
- 内部業者、大手関連業者に、工事枠が優先的に配分されている、光コラボ等の敷設計画が情報共有されている

卸役務

- 地域の公共ネットワークの入札案件において、NTTの保有するダークファイバや局舎内スペースを借りる形でサービス形成し応札したが、NTTはこのダークファイバやハウジングの使用料よりも低い価格で応札していた

公共調達でのNTT指定

- 国や地方公共団体等の調達において他社サービスが存在するにも関わらず、NTTだけが対応できる仕様や、NTT商品の指定が図られる

NTT分離・分割見直しにより、線路敷設基盤の利用等が不透明化する懸念

懸念 2 : 公の資産の競争目的利用

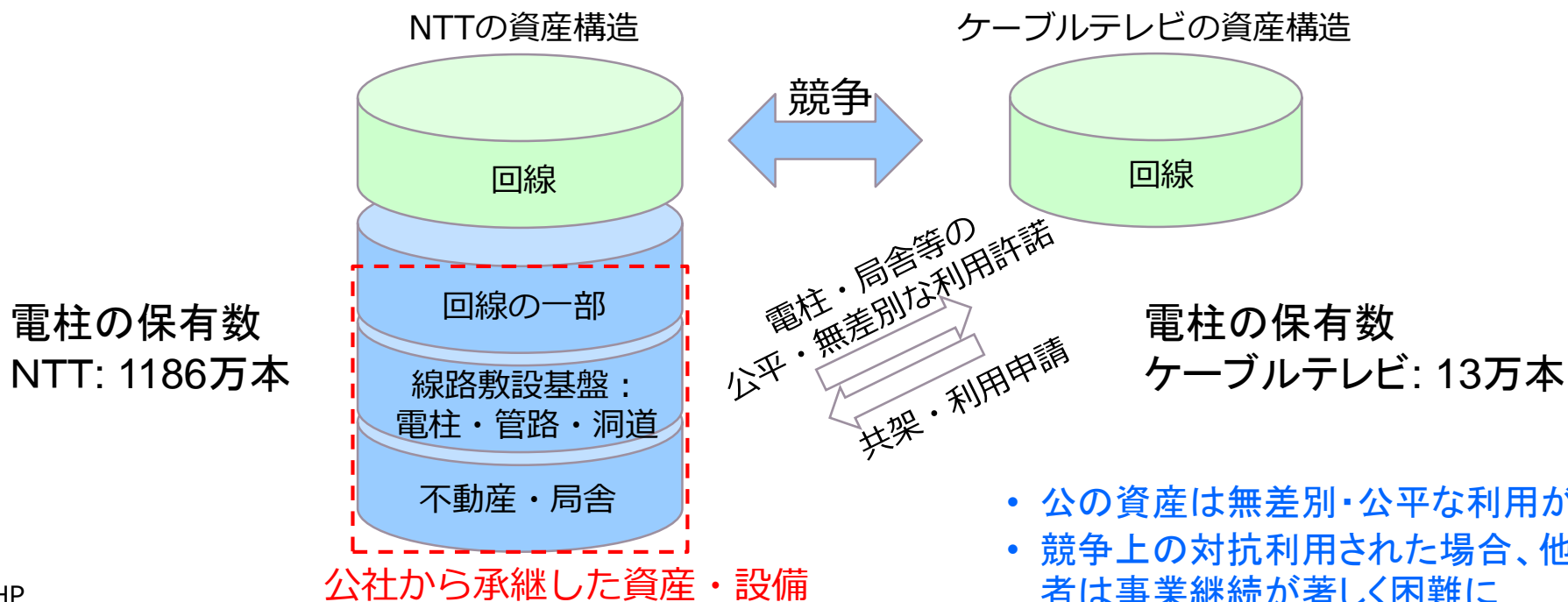
国民の出資で整備したインフラが他社との競争目的で利用され、自社で回線を整備する事業者が著しく不利な状況に

⇒公の財産は各企業で公平に利用されるべき

⇒利用申請の処理は予見可能な方法で、迅速に処理されるべき

⇒契約条件、費用は検証可能な方法で公開されるべき。費用の内部化、NDA等での開示の制限を排除すべき

⇒公社から承継した財産の公共性や運用管理の安定性のため、外資規制や政府株式保有の見直しは慎重に議論すべき

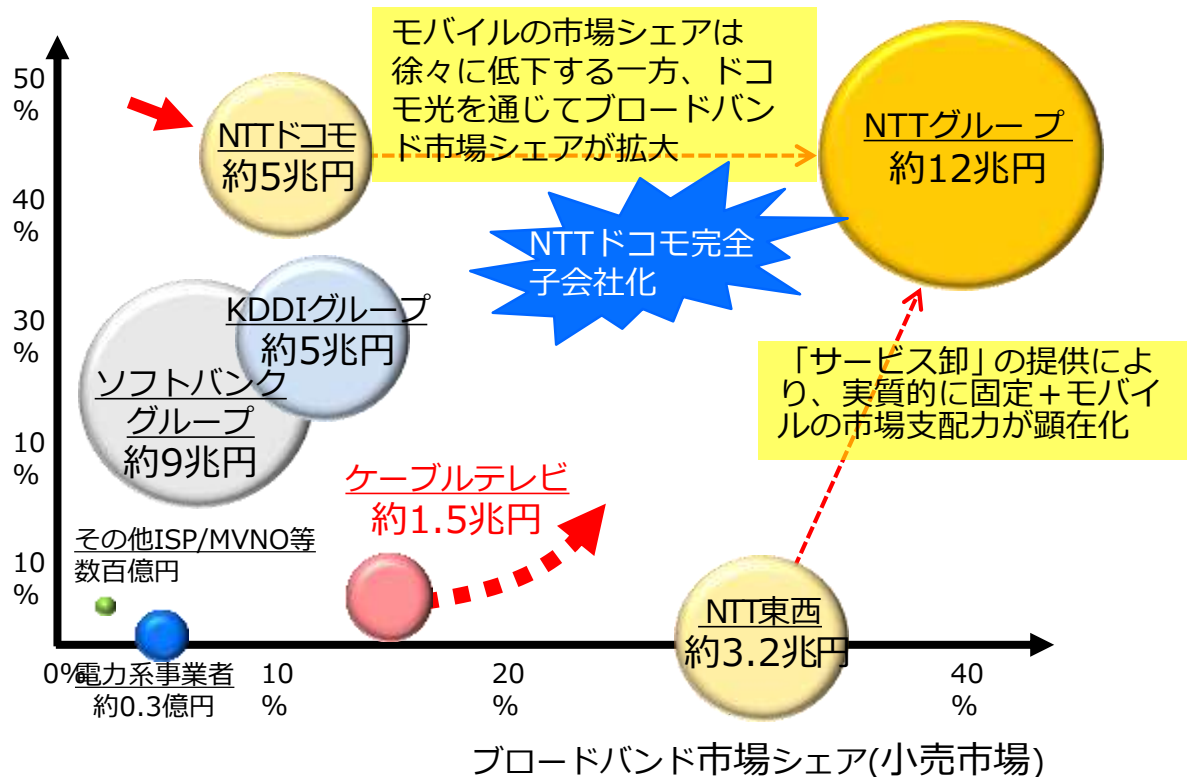


懸念3：地域サービス、携帯産業の衰退

地域サービス、携帯産業の衰退

- 高い占有率を有する携帯電話・光回線や、放送、固定電話等での一体運営、セット販売が行われた場合、他の事業者は対抗が困難に。競合退場まで値下げ競争可能な体力も保有
⇒競合が存在しうる事業範囲に制限すべき
- NTTは地域情報提供機能を有しておらず、これまでケーブルテレビが発信してきた防災、生活情報等の発信機能が失われる
⇒ケーブルテレビ等の有する地域情報発信機能の継続的提供を確保すべき

モバイル市場シェア



ケーブルテレビの持つ地域情報発信機能

日々の生活情報
・ニュースの発信



コロナ禍での自宅学習用
番組制作



地域スポーツの中継



イベント・行事の
ニュース配信・中継



議会中継、行政・防災情報



NTTはケーブルテレビが持つ地域情報発信機能を有しておらず、公営ケーブルの事業承継を行う際に地域情報発信機能の継続検討が必要

求められる枠組み

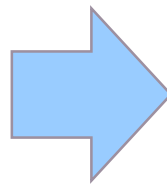
- 電気通信事業法における競争政策の維持・発展
 - NTT法における分離・分割規制の維持
- ⇒分離・分割の撤廃の場合、ボトルネック設備、公社設備の競争的利用により他社に対する独占的地位が強化されるおそれ

- 公の財産(公社施設)
全国に保有する土地、局舎、
電柱、管路等
- 独占的シェア
を活用した競合他社への対抗



他社の市場からの排除のおそれ
健全な競争の阻害のおそれ
国内電気通信サービスの硬直化
のおそれ

公正競争を
確保するための
NTT規制



組織についての規定

NTT法

- 県内通信の業務以外の業務の禁止
⇒分離・分割規制
- (電電公社の承継)

行為についての規定

電気通信事業法

- 市場支配的事業者による特定の電気
通信事業者の不当な優遇等の禁止
⇒非対称規制 (接続ルール)

組織・行為の2つの規定ではじめて競争環境が担保

NTT法の分離・分割規制は維持すべき

NTTによるラストリゾート提供

- これまでも通信事業者等がサービス提供しない地域等で自治体・地域の商工会等がケーブルテレビを設立し提供
- 採算性のある地域にはほぼ行渡る一方、これらの公営ケーブルの一部の事業環境が先細り傾向
- 残されたブロードバンド・ゼロ地域解消は公的性格を有するNTTが担うべき

自治体等による 公営ケーブル設置

- BB普及期に、民間が都市部先行で投資
- 取り残された地域で自治体、地元商工会等がブロードバンド敷設
- 自主放送、放送再送信も加え公営ケーブルテレビとして運営

公営ケーブルを巡る環境

- 大規模な設備更改経費や、人口減少による経営基盤先細りで、経営環境が悪化

公営ケーブルのサービス
継続・承継への対応

BBゼロ地域の解消

- 依然として、全国にブロードバンド・ゼロ地域が散在
- 市場原理に基づくエリア拡大は均衡点にほぼ到達（収支が成立する地域では既に何れかの社がサービス提供）
- 逆に条件不利地域では環境が悪化
- 公的資産を承継したNTTがラストリゾートの役割を果たす必要

我が国の将来の情報通信環境を巡る論点（再掲）

2030年代の情報インフラの姿

- 光ブロードバンドが国民全体にいきわたる時代
- 5G、Beyond 5G等のモバイルブロードバンドを支える基盤としても必要不可欠な光通信インフラを提供
- 大都市だけでなく地域全体で様々な通信サービスを同様な条件で利用可能に

望ましい競争環境

- 地域課題解決のため、地域の住民、企業が様々な通信サービスを選択し、組み合わせることでソリューションを提案できる環境の実現
- 通信・放送・モバイル等様々なサービスを多様な事業者が提供し、利用者が利用条件にあわせ選択できる環境の実現

地域事業者も含めたサービス競争の一層の進展



独占的地位を有する事業者、公の財産を承継した事業者の活動を適切に制限しない場合、独占企業による他社の排除が可能に

公正な競争の確保に関する懸念

独占企業の市場支配と他者排除

- 他社の提供が困難な独占的サービス（電柱等提供）について、競争上の対抗手段として競合他社への提供が拒否・制限され、他社の事業継続が事実上困難に
- ⇒他社の電柱添架申請、接続等のサービス提供について、公平かつ迅速な利用許諾が行われるべき。
- ⇒不当な拒否、遅延行為、情報の提供制限は排除されるべき

公の財産の競争目的利用

- 国民の出資で整備したインフラが他社との競争目的で利用され、自社で回線を整備する事業者が著しく不利な状況に
- ⇒公の財産は各企業で公平に利用されるべき
- ⇒利用申請の処理は予見可能な方法で、迅速に処理されるべき
- ⇒契約条件、費用は検証可能な方法で公開されるべき。費用の内部化、NDA等での開示の制限を排除すべき
- ⇒公社から承継した財産の公共性や運用管理の安定性のため、外資規制や政府株式保有の見直しは慎重に議論すべき

NTT法見直しに関し生じる懸念

地域サービス、携帯産業の衰退

- 高い市場占有率を有する携帯電話・光回線や、放送、固定電話等での一体運営、セット販売が行われた場合、他の事業者は対抗が困難に。競合退場まで値下げ競争可能な体力も保有。
- ⇒競合が存在しうる事業範囲に制限すべき
- NTTは地域情報提供機能を有しておらず、これまでケーブルテレビが発信してきた防災、生活情報等の発信機能が失われる
- ⇒ケーブルテレビ等の有する地域情報発信機能の継続的提供を確保すべき

求められる枠組み

- 電気通信事業法における競争政策の維持・発展
- NTT法における分離・分割規制の維持
- ⇒垂直分割の撤廃の場合、ボトルネック設備、公社設備の競争的利用により他社に対する独占的地位が強化されるおそれ
- NTT法の分離・分割規制は維持すべき



- NTTによるラストリゾートの提供
- ⇒かねてより通信事業者等がサービス提供しない地域のブロードバンドを自治体・商工会等が公営ケーブルという形で提供。採算性のある地域にはサービスがほぼ行渡る一方、条件不利地域等での事業環境が先細り傾向。更なるゼロ地域解消は公的性格を有するNTTが担うべき

